

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 「略」</p> <p>第2条 県は、森林資源を再生させることにより、森林の公益的機能を高めるため、<u>別表第1に定める実施主体が行う再造林の推進に資する事業</u>に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第3条 「略」</p> <p>(補助金の交付の申請等)</p> <p>第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、事業の着手前に高知県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。ただし、別表第1の事業区分<u>(2)及び(3)</u>の補助金の交付の申請は、補助事業が完了した後に、速やかに行うものとする。</p> <p>2 「略」</p> <p><u>3 「削除」</u></p> <p><u>3</u> 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たって、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 「略」</p> <p>第2条 県は、森林資源を再生させることにより、森林の公益的機能を高めるとともに、<u>質的充実に図っていく観点から、林業事業者等による伐採跡地の再造林等及び森林吸収源対策を目的とする耕作放棄地への人工造林等を支援するため、別表第1に定める実施主体が行う人工造林及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）、下刈（隔年）又は再造林等の推進に資する活動等に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第3条 「略」</p> <p>(補助金の交付の申請等)</p> <p>第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、事業の着手前に高知県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。ただし、別表第1の事業区分<u>(1)、(4)及び(5)</u>の補助金の交付の申請は、補助事業が完了した後に、速やかに行うものとし、<u>同表の事業区分(1)は、当該補助金交付申請書をもって第10条の補助事業等実績報告書に代えるものとする。</u></p> <p>2 「略」</p> <p>3 補助金検査調査兼確定書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。</p> <p>4 補助事業者は、補助金の交付の申請に当たって、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認しなければならない。</p>

新旧対照表

新	旧
<p>(補助金の交付の申請に係る提出資料)</p> <p>第5条 補助金の交付の申請時には、<u>次に掲げる</u>資料を添付しなければならない。</p> <p><u>(1)「削除」</u></p> <p><u>(2)「削除」</u></p> <p><u>(1)</u> 次のいずれかの書類</p> <p>ア 県税の納税証明書(全税目のもの)</p> <p>イ 県税完納情報の提供に係る同意書(税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式)及び本人確認書類の写し(補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。)なお、別表第1の事業区分 <u>(2) 及び (3)</u> を除く。</p> <p>ウ 県税の納税義務がない場合は、本人からの申立書</p> <p><u>(2)</u> 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書</p> <p>第6条 知事は、前2条の規定により提出された申請書等を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、別記第<u>2</u>号様式による補助金交付決定通知書により当該実施主体に対して通知するものとする。ただし、当該申請をした補助事業者が県税を滞納している場合、又は当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>2～3 「略」</p> <p>第7条 「略」</p>	<p>(補助金の交付の申請に係る提出資料)</p> <p>第5条 補助金の交付の申請時には、<u>別表第1の事業区分(1)で造林事業の採択を受けた者は次の第1号、第3号及び第4号の資料を、木材安定供給推進事業の採択を受けた者は第2号、第3号及び第4号の資料を、別表第1の事業区分(2)から(6)までは第3号及び第4号の資料を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 造林補助金交付指令内訳書の写し(高知県造林事業取扱要領に定める第12号様式)</u></p> <p><u>(2) 木材安定供給推進事業実績報告書の写し</u></p> <p><u>(3)</u> 次のいずれかの書類</p> <p>ア 県税の納税証明書(全税目のもの)</p> <p>イ 県税完納情報の提供に係る同意書(税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式)及び本人確認書類の写し(補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。)なお、別表第1の事業区分 <u>(4)、(5)</u> を除く。</p> <p>ウ 県税の納税義務がない場合は、本人からの申立書</p> <p><u>(4)</u> 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書</p> <p>第6条 知事は、前2条の規定により提出された申請書等を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、別記第<u>6</u>号様式による補助金交付決定通知書により当該実施主体に対して通知するものとする。ただし、当該申請をした補助事業者が県税を滞納している場合、又は当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>2～3 「略」</p> <p>第7条 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
<p>第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更等承認を受けようとする場合は、別記第<u>3</u>号様式による補助金変更等承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第<u>4</u>号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第10条 規則第11条第1項の補助事業等の実績報告の様式は、別記第<u>5</u>号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合にあっては次のとおりとする。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（同項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第<u>6</u>号様式により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>(補助金の交付を受けた者の義務)</p> <p>第11条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 「略」</p> <p>(5) 別表第1の事業区分<u>(2)</u>の補助金の交付を受けた実施主体は、森林所有者に第6条第1項の補助金交付決定通知書の写しを交付し、遵守事項を周知すること。この場合においては、別記第<u>7</u>号様式による所有者ごとの施業地一覧表を添付すること。</p>	<p>第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更等承認を受けようとする場合は、別記第<u>2</u>号様式による補助金変更等承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 「略」</p> <p>第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第<u>3</u>号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第10条 規則第11条第1項の補助事業等の実績報告の様式は、別記第<u>4</u>号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承諾を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合にあっては次のとおりとする。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 前項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（同項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第<u>5</u>号様式により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。</p> <p>(補助金の交付を受けた者の義務)</p> <p>第11条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 「略」</p> <p>(5) 別表第1の事業区分<u>(1)</u>及び<u>(4)</u>の補助金の交付を受けた実施主体は、森林所有者に第6条第1項の補助金交付決定通知書の写しを交付し、遵守事項を周知すること。この場合においては、別記第<u>8</u>号様式による所有者ごとの施業地一覧表を添付すること。</p>

新旧対照表

新	旧
<p>第 12 条 「略」</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第 13 条 <u>補助事業者は、補助事業者の施行地を管轄する林業事務所の長（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては、嶺北林業振興事務所長(以下「林業事務所の長」という。))に1部提出しなければならない。ただし、別表第1の事業区分(4)及び(5)については、補助事業者の所在地を管轄する林業事務所の長に提出するものとする。</u></p> <p><u>2 「削除」</u></p> <p><u>3 「削除」</u></p> <p>(義務の承継)</p> <p>第 14 条 補助事業者は補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に、当該補助事業（別表第1の事業区分<u>(2)</u>）により整備した森林の所有権を移転させる場合は、この要綱の規定並びに当該規定に基づく処分及び交付の条件によって生ずる義務を移転後の所有者に承継させなければならない。この場合において、補助事業者は、あらかじめ、移転後の所有者が当該義務を承継し遵守する旨の知事宛ての誓約書を徴収し、知事に提出しなければならない。</p> <p>第 15 条～第 17 条 「略」</p> <p>附 則 「略」</p> <p>附 則 「略」</p>	<p>第 12 条 「略」</p> <p>(書類の提出)</p> <p>第 13 条 <u>別表第1の事業区分(1)の補助事業者は、知事に提出する書類を、当該施行地を管轄する林業事務所の長（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあつては、嶺北林業振興事務所長(以下「林業事務所の長」という。))に2部提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 林業事務所の長は、前項の書類を進達するに当たり、第5条各号に掲げる書類を添付するものとする。</u></p> <p><u>3 別表第1の事業区分(2)から(6)までの補助事業者は、別記様式中「高知県知事」とあるのは、「林業事務所の長」と読み替えて適用するものとし、補助事業者の施行地を管轄する林業事務所の長に1部提出しなければならない。</u></p> <p>(義務の承継)</p> <p>第 14 条 補助事業者は補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に、当該補助事業（別表第1の事業区分<u>(1) 及び (4)</u>）により整備した森林の所有権を移転させる場合は、この要綱の規定並びに当該規定に基づく処分及び交付の条件によって生ずる義務を移転後の所有者に承継させなければならない。この場合において、補助事業者は、あらかじめ、移転後の所有者が当該義務を承継し遵守する旨の知事宛ての誓約書を徴収し、知事に提出しなければならない。</p> <p>第 15 条～第 17 条 「略」</p> <p>附 則 「略」</p> <p>附 則 「略」</p>

新旧対照表

新	旧
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
附 則 「略」	附 則 「略」
<u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u>	<u>「新設」</u>

新旧対照表

新	旧
---	---

別表第1（第2条—第5条関係）

（1）人工造林又は付帯施設等整備及び下刈 「削除」

別表第1（第2条—第5条関係）

（1）人工造林又は付帯施設等整備及び下刈

事業区分	事業内容及び補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
人工造林又は付帯施設等整備及び下刈	<p>（1）造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）又は下刈（隔年）に要する経費。</p>	<p>市町村、森林組合、生産森林組合、森林所有者、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱に定める選定経営体</p>	<p>補助率は、知事が別に定める標準経費の90(94)パーセントから高知県造林事業費補助金及び高知県木材安定供給推進事業費補助金の補助金額を差し引いた額以内とする。なお、人工造林にコンテナ苗を使用する場合は90(94)を95(99)パーセントに読み替える。ただし、造林事業にあっては補助率が68(72)パーセントの場合に適用し、それ以外の率にあっては標準経費の22パーセント以内とする。なお、人工造林にコンテナ苗を使用する場合は22を27パーセントに読み替える。耕作放棄地への人工造林にあっては、補助率が36パーセントの場合に適用し、標準経費の54パーセント以内とする。なお、人工造林にコンテナ苗を使用する場合は、54を59パーセントに読み替える。上記の( )内の数字は、造林事業において査定係数180で採択した場合に適用する。付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等）は、再造林と一体的に実施するものに限る。</p>	<p>造林事業及び木材安定供給推進事業での採択を受けた者（以下「補助事業者」という。）に限る。</p>	<p>1 人工造林とは、人工林の伐採跡地の再造林及び耕作放棄地への造林のことをいう。</p> <p>2 付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）とは、再造林と一体的に行うシカ被害防護施設のことをいう。</p> <p>3 シカ被害防護施設とは、防護ネット、保護カバーのことをいう。</p> <p>4 シカ被害防護施設のうち、保護カバーの標準経費及び補助金の算定方法については、別途定める。</p>

新旧対照表

新	旧
---	---

(1) 再造林推進費 「略」

(3) 林地残材等搬出 「削除」

(2) 再造林推進費 「略」

(3) 林地残材等搬出

事業区分	事業内容及び補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
(3) 林地残材等搬出	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等(C材又はD材)を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬に要する経費。	森林組合、林業事業者	定額(チップ等端材1立方メートル当たり600円。なお、チップ等端材1トンは1.2立方メートルとする。)	ア 再造林が確実に実施される旨を記載した協定書に基づく皆伐施業地から発生する林地残材等であること。 イ 再造林を実施する皆伐施業地の一施業地面積が0.1ヘクタール以上であること。 ウ 実績報告の際には、利用施設の仕切書等で搬出材種が確認できること。	チップ等端材とは、丸太の生産過程で発生する細い梢端部や根張り部等でチップ・パルプ材や木質バイオマスに利用可能な材(枝条を含む。)をいう。

新旧対照表

新	旧
---	---

(2) 再造林等促進支援

事業区分	事業内容及び補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
再造林等促進支援	低密度植栽による人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）に要する手数料並びに森林保険料	森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱に定める選定経営体	定額とし、以下のとおりとする。 ①鳥獣害防止施設あり 10万円以内/ヘクタール ②鳥獣害防止施設なし 6万円以内/ヘクタール	ア 実施主体は当該申請年度の再造林面積が <u>過去3年平均</u> の再造林面積を上回ること。 イ 実施主体は、 <u>高知県再造林推進会議への登録を行うこと。</u> ウ (5) 再造林基金円滑化支援の対象又は過去に支援を受けた地域でないこと。	低密度植栽とは、1ヘクタール当たり2,000本以下の植栽をいう（ただし、保安林にあつては指定施業要件で定められた本数の植栽。）。 2 「削除」 3 「削除」 4 「削除」

(4) 再造林等促進支援

事業区分	事業内容及び補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
再造林等促進支援	低密度植栽による人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）に要する手数料並びに森林保険料。	森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画の実施主体に位置付けられた者及び高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱に定める選定経営体	定額とし、以下のとおりとする。 ①鳥獣害防止施設あり 10万円以内/ヘクタール ②鳥獣害防止施設なし 6万円以内/ヘクタール	ア 実施主体は当該申請年度の再造林面積が <u>前年度</u> の再造林実績を上回ること。 イ 実施主体は、 <u>再造林推進事業者への登録に同意し、登録後には再造林基金団体の設立に向けた活動を行うとともに、設立された時は参画しなければならない。</u> ウ (5) 再造林基金円滑化支援の対象又は過去に支援を受けた地域でないこと。	1 低密度植栽とは、1ヘクタール当たり2,000本以下の植栽をいう（ただし、保安林にあつては指定施業要件で定められた本数の植栽。）。 2 <u>再造林基金団体とは、再造林の推進を目的に基金を設立し、これを運営するため組織された団体とする。</u> 3 <u>再造林推進事業者とは、再造林の推進に向けて取り組む事業者であり、補助の条件に記載した活動を行うものとする。</u> 4 <u>登録は、補助金交付法定通知書の交付を持って替えるものとし、事業者名を公表することに同意するものとする。</u>

新旧対照表

新	旧
---	---

(3) 再造林基金円滑化支援 「略」

(4) 資機材整備等支援 「略」

(5) 資機材整備等支援

事業区分	事業内容及び補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
<u>(5)</u> 資機材整備等支援	造林を行う既存事業者の生産性の向上や低コスト造林を推進するため、資機材及び低コスト造林に寄与する造林機械のレンタル経費	造林事業を実施している既存の林業事業者	①事業費の2分の1以内  ②事業費の3分の1以内	① 事業実施年度の再造林面積が、過去3年平均の再造林面積を20パーセント上回ること。  ② 事業実施年度の再造林面積が、過去3年平均の再造林面積を上回ること。	造林機械のレンタル経費については、操縦者の経費を含めることができる。

(5) 再造林基金円滑化支援 「略」

(6) 資機材整備等支援 「略」

「新設」

新旧対照表

新	旧
---	---

(6) シカ防護柵点検管理

事業区分	事業内容及び補助対象経費	実施主体	補助率	補助の条件	備考
<u>(6) シカ防護柵点検管理</u>	<u>シカ等による苗木の食害を防ぐため、シカ防護柵の点検及び簡易な補修を行う経費</u>	<u>林業事業体</u>	<u>定額 21,000 円/日・2 人以内</u>	<u>ア 造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された鳥獣害防止ネットであること。</u> <u>イ 当該補助事業により保護する植栽木の林齢は、2 齢級以下であること。</u> <u>ウ 同一年度内での点検の回数は、1 事業地につき原則 1 回までとするが、台風や豪雨後など必要に応じ最大で 4 回まで実施することができる。</u>	

別表第 2 (第 6 条、第 7 条、第 11 条関係) 「略」

「新設」

別表第 2 (第 6 条、第 7 条、第 11 条関係) 「略」

新旧対照表

新	旧
<p>別記</p> <p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p><u>林業（振興）事務所長</u> 様</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 住 所 氏 名 (生年月日)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条及び高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の目的</p> <p>2 事業内訳書（別紙<u>1から6までの</u>「内訳書」のとおり）</p> <p>3 収支予算書 別紙7「収支予算書」のとおり</p> <p>4 事業着手予定年月日</p> <p>5 事業完了予定年月日</p> <p><u>・県税の滞納がないことを証明する書類として、県税事務所が発行する「納税証明書」又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）を添付すること。</u></p> <p><u>※1：高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。</u></p> <p><u>※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。</u></p> <p><u>・別表第1の事業区分（2）及び（3）は、上記の3を「事業完了年月日」とし、4及び5は削除すること。</u></p>	<p>別記</p> <p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p><u>高知県知事</u> 様</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 住 所 氏 名 (生年月日)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条及び高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の目的</p> <p>2 事業内訳書（別紙<u>1、2、3、4、5又は6</u>「内訳書」のとおり）</p> <p>3 収支予算書 別紙7「収支予算書」のとおり</p> <p>4 事業着手予定年月日</p> <p>5 事業完了予定年月日</p> <p><u>※県税の滞納がないことを証明する書類として、県税事務所が発行する「納税証明書」を添付すること。</u></p> <p><u>※別表第1の事業区分（1）、（4）及び（5）は、上記の3を「事業完了年月日」とし、4及び5は削除すること。</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p>第<u>2</u>号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">高知県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名</p> <p>令和 年 月 日付けで補助金の交付の申請がありました令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定しましたので、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;"><u>林業（振興）事務所長</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>3 要綱別表第1の事業区分 <u>(2)</u> の事業にあつては、補助事業の終了の翌年度から起算して5年以内に対象森林の所有権の移転を行う場合は、所有権の移転を受け取る者に対し、要綱に定める義務の承継を行うこと。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。</p> <p>(1) 高知県補助金等交付規則若しくは要綱の規定又は補助条件に違反したとき。</p> <p>(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(3) 要綱別表第1の事業区分 <u>(2)</u> の事業にあつては、補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に補助金の対象とした施行地を全面伐採除去し、又は他の用途に転用しようとする場合。ただし、公用若しくは公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、知事と協議することができるものとする。</p> <p>(4) 消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等に相</p>	<p>第<u>6</u>号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">高知県指令 第 号</p> <p style="text-align: center;">補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">補助事業者名</p> <p>令和 年 月 日付けで補助金の交付の申請がありました令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定しましたので、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;"><u>高知県知事</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>3 要綱別表第1の事業区分 <u>(1) 及び (4)</u> の事業にあつては、補助事業の終了の翌年度から起算して5年以内に対象森林の所有権の移転を行う場合は、所有権の移転を受け取る者に対し、要綱に定める義務の承継を行うこと。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。</p> <p>(1) 高知県補助金等交付規則若しくは要綱の規定又は補助条件に違反したとき。</p> <p>(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(3) 要綱別表第1の事業区分 <u>(1) 及び (4)</u> の事業にあつては、補助事業の完了の翌年度から起算して5年以内に補助金の対象とした施行地を全面伐採除去し、又は他の用途に転用しようとする場合。ただし、公用若しくは公共用又は天災等のやむを得ない事由による場合は、知事と協議することができるものとする。</p> <p>(4) 消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等に相</p>

新旧対照表

新	旧
<p>当する補助金の額を減額して補助金の交付を受けたときにあつては、当該交付後に知事が返還を命じた消費税仕入控除税額等に相当する補助金の額が当該減額した額を上回る部分の金額がある場合)</p> <p>5 要綱別表第1の事業区分 <u>(2)</u> の事業にあつては、補助事業者は、森林所有者への補助金の交付の決定に補助金額の写しを配布し、遵守事項を周知すること。</p> <p>6 <u>「削除」</u></p>	<p>当する補助金の額を減額して補助金の交付を受けたときにあつては、当該交付後に知事が返還を命じた消費税仕入控除税額等に相当する補助金の額が当該減額した額を上回る部分の金額がある場合)</p> <p>5 要綱別表第1の事業区分 <u>(1) 及び (4)</u> の事業にあつては、補助事業者は、森林所有者への補助金の交付の決定に補助金額の写しを配布し、遵守事項を周知すること。</p> <p><u>6 要綱別表第1の事業区分(4)の事業にあつては、補助事業者は、その所在地において再造林基金団体が設立された時はその活動に参加すること。</u></p>

新旧対照表

新	旧
<p>第3号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p><u>林業（振興）事務所長</u> 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金変更等承認申請書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>（注）</p> <p>1 記載事項は、第1号様式に準ずるものとし、その場合「事業の目的」を「変更理由」にしてください。</p> <p>2 本申請は、変更前（上段）と変更後（下段）の欄を設けて内容が容易に対比できるように作成してください。</p>	<p>第2号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p><u>高知県知事</u> 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金変更等承認申請書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>（注）</p> <p>1 記載事項は、第1号様式に準ずるものとし、その場合「事業の目的」を「変更理由」にしてください。</p> <p>2 本申請は、変更前（上段）と変更後（下段）の欄を設けて内容が容易に対比できるように作成してください。</p>

新旧対照表

新	旧
---	---

<p>第4号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p><u>林業（振興）事務所長</u> 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金遂行状況報告書</p> <p>このことについて、高知県森林資源再生支援事業費補助金要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(注) 進捗率は小数点第1位を切り上げるものとする。</p>	<p>第3号様式（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p><u>高知県知事</u> 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金遂行状況報告書</p> <p>このことについて、高知県森林資源再生支援事業費補助金要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(注) 進捗率は小数点第1位を切り上げるものとする。</p>
---	--

新旧対照表

新	旧
<p>第5号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p><u>林業（振興）事務所長</u> 様</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金実績報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の実績 別紙 <u>1から6までの</u>「内訳書」のとおり</p> <p>2 収支精算書 別紙8「収支精算書」のとおり</p> <p>3 着手年月日</p> <p>4 完了年月日</p>	<p>第4号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金実績報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の実績 別紙 <u>2、3、4、5又は6</u>「内訳書」のとおり</p> <p>2 収支精算書 別紙8「収支精算書」のとおり</p> <p>3 着手年月日</p> <p>4 完了年月日第4号様式（第10条関係） 「略」</p>

新旧対照表

新	旧																
<p>第<u>6</u>号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p><u>林業（振興）事務所長</u> 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 氏 名</p> <p>令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金に係る 消費税等仕入控除税額等報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">金 円</td> </tr> <tr> <td>2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">金 円</td> </tr> <tr> <td>3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">金 円</td> </tr> <tr> <td>4 補助金返還相当額（3－2）</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">金 円</td> </tr> </table>	1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)	金 円	2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円	3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円	4 補助金返還相当額（3－2）	金 円	<p>第5号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p><u>高知県知事</u> 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者 住 所 氏 名</p> <p>令和 年度高知県森林資源再生支援事業費補助金に係る 消費税等仕入控除税額等報告書</p> <p>令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県森林資源再生支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">金 円</td> </tr> <tr> <td>2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">金 円</td> </tr> <tr> <td>3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">金 円</td> </tr> <tr> <td>4 補助金返還相当額（3－2）</td> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">金 円</td> </tr> </table>	1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)	金 円	2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円	3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円	4 補助金返還相当額（3－2）	金 円
1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)	金 円																
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円																
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円																
4 補助金返還相当額（3－2）	金 円																
1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 (令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額)	金 円																
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金 円																
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金 円																
4 補助金返還相当額（3－2）	金 円																

新旧対照表

新	旧
---	---

削除

第7号様式(第4条関係)

次の金額を確定します。

令和 年 月 日

補助金検査調書兼確定書

補助事業名 令和 年度 高知県森林資源再生支援事業

補助事業者	検査確認 年月日	検査方法	申請者	補助事業 終了年月日	事業量	補助率	交付決定額 (円)	確定額 (円)	既交付額 (円)	残 額 (円)	検査職員 所 見
					面積(ha)、延長(m) 、造出材量(m <sup>3</sup> ) 又は両道村推進活動 を記載し 及び実績付整備等						
合 計											

検査命令書対照済 印

上記のとおり検査しましたので、報告します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

〇〇事務所 検査職員 印



新	旧																																																																																																																																																															
「削除」	<p style="text-align: center;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">令和 年度 高知県森林資源再生支援事業(1)人工造林又は附帯施設等整備及び下刈)内訳書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申請 番号</th> <th rowspan="2">施業 地番 号</th> <th colspan="6">施業地の所在</th> <th rowspan="2">事業 委託 主体</th> <th rowspan="2">森林所有者の住所及び氏名</th> <th rowspan="2">面積ha 延長m</th> <th rowspan="2">樹種</th> <th rowspan="2">植栽 本数</th> <th rowspan="2">補助事業費 (実行経費)</th> <th rowspan="2">補助金</th> <th rowspan="2">申請 時期</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>大字</th> <th>字</th> <th>地番</th> <th>林班</th> <th>林小班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「申請番号」、「施業地番号」及び「施業地の所在」欄は、造林事業・木材安定供給推進事業の内容と一致させてください。</li> <li>2 「区分」欄は、再造林の場合は「再」、付帯施設等整備(シカ被害防護施設)の場合は「付(ネット)」、「付(チェーン)」、下刈り(隔年)の場合は「下」を記入してください。</li> <li>3 「面積、延長」欄は、再造林又は下刈り(隔年)の場合は、面積を記入してください。また、付帯施設等整備(シカ被害防護施設)のうち、鳥獣害防止ネットの場合は延長鳥獣害防止チェーンの場合は面積を記入してください。</li> <li>4 「別紙1-1」の附属明細書を添付してください。</li> </ol>	申請 番号	施業 地番 号	施業地の所在						事業 委託 主体	森林所有者の住所及び氏名	面積ha 延長m	樹種	植栽 本数	補助事業費 (実行経費)	補助金	申請 時期	区分	市町村	大字	字	地番	林班	林小班																																																																																																																								計																
申請 番号	施業 地番 号			施業地の所在															事業 委託 主体	森林所有者の住所及び氏名	面積ha 延長m	樹種	植栽 本数	補助事業費 (実行経費)	補助金	申請 時期	区分																																																																																																																																					
		市町村	大字	字	地番	林班	林小班																																																																																																																																																									
計																																																																																																																																																																

新

旧

「削除」

別紙1-1

附属明細書

申請番号	施業地番号	投入人役(人・日)				傾斜 (度)	歩行距離 (m)
		植付	地拵え	計	下刈		
計						二	二

(注)  
 1 再造林に係る人役については、植付と地拵えに分けて記入してください。  
 2 傾斜については、地図上で標準的な縦断線を引きその傾斜を記入してください。  
 3 歩行距離については、車等の降車地から事業地の中心地までの直線距離を記入してください。

新

旧

別紙1

別紙2

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((1)再造林推進費)内訳書

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((2)再造林推進費)内訳書

①仲介活動

森林所有者数(名)	活動回数(日)	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、別紙9、別紙10、出役簿、補助事業費(実行経費)が確認できるものを添付してください。

①仲介活動

森林所有者数(名)	活動回数(日)	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、別紙9、別紙10、出役簿、補助事業費(実行経費)が確認できるものを添付してください。

②森林施業プラン作成

面積(ha)	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、別紙9、別紙10、出役簿、補助事業費(実行経費)、森林所有者にお示した森林施業プランに関する書類を添付してください。

②森林施業プラン作成

面積(ha)	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、別紙9、別紙10、出役簿、補助事業費(実行経費)、森林所有者にお示した森林施業プランに関する書類を添付してください。

③同意取得活動

面積(ha)	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、別紙9、別紙10、出役簿、補助事業費(実行経費)、同意に至った場合はその内容が確認できる書類の写しを添付してください。

③同意取得活動

面積(ha)	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、別紙9、別紙10、出役簿、補助事業費(実行経費)、同意に至った場合はその内容が確認できる書類の写しを添付してください。



新

別紙2

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業(2)再造林等促進支援)内訳書

1. 事業内訳

申請 番号	施業 地番号	施業地の所在						事業実施主体	森林所有者の住所及び氏 名	面積h a 延長m	樹種	植栽 本数	補助事業費 (実行経費)	補助金	申請 半期	区分
		市町村	大字	字	地番	他地番	林小班									
計																

- (注)
- 1 「申請番号」、「施業地番号」及び「施業地の所在」欄は、造林事業・木材安定供給推進事業の内容と一致させてください。
  - 2 「区分」欄は、付帯施設等整備(シカ被害防護施設)がある場合は「ネット」又は「チューブ」を記入してください。
  - 3 「面積、延長」欄は、再造林の面積を記入してください。また、付帯施設等整備(シカ被害防護施設)のうち、鳥獣害防止ネットの場合は延長 鳥獣害防止チューブの場合は面積を記入してください。

2. 再造林面積 単位:ha

造林事業及び木材安定供給推進事業による過去3年平均の再造林面積	令和 年度～令和 年度
	令和 年度
事業実施年度の再造林面積	

旧

別紙4

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業(4)再造林等促進支援)内訳書

1. 事業内訳

申請 番号	施業 地番号	施業地の所在						事業実施主体	森林所有者の住所及び氏 名	面積h a 延長m	樹種	植栽 本数	補助事業費 (実行経費)	補助金	申請 半期	区分
		市町村	大字	字	地番	他地番	林小班									
計																

- (注)
- 1 「申請番号」、「施業地番号」及び「施業地の所在」欄は、造林事業・木材安定供給推進事業の内容と一致させてください。
  - 2 「区分」欄は、付帯施設等整備(シカ被害防護施設)がある場合は「ネット」又は「チューブ」を記入してください。
  - 3 「面積、延長」欄は、再造林の面積を記入してください。また、付帯施設等整備(シカ被害防護施設)のうち、鳥獣害防止ネットの場合は延長 鳥獣害防止チューブの場合は面積を記入してください。

2. 再造林実績 単位:ha

造林事業及び木材安定供給推進事業による前年度再造林面積	令和 年度
-----------------------------	-------

(注) 申請年度における再造林面積が、前年度の再造林面積を上回ること。

3. 再造林推進事業者への登録の同意
- 登録後は、以下の活動を行うことに同意します。
- ア、再造林基金団体の設立に向けた活動
  - イ、所属地域内に再造林基金団体が設立された時の参画
  - ウ、再造林に関する調査等への協力
- (注)登録に同意する場合は、にチェックしてください。

新

別紙3

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((3)再造林基金円滑化支援)内訳書

区分	面積(ha)	補助事業費(円)	県補助金(円)
再造林			
下刈			
森林保険			
計	—		

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、補助事業費(実行経費)が確認できる書類を添付してください。

旧

別紙5

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((5)再造林基金円滑化支援)内訳書

区分	面積(ha)	補助事業費(円)	県補助金(円)
再造林			
下刈			
森林保険			
計	—		

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、補助事業費(実行経費)が確認できる書類を添付してください。

新

別紙4

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((4)資機材整備等支援)内訳書

1. 資機材の整備

導入資機材名	数量	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)
計	—		

2. 技術の習得・安全衛生研修

研修名	研修期間	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)
計	—		

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、別紙8(当年度施業を行った森林の所在等を記載)及び補助事業費(実行経費)が確認できる書類を添付してください。

旧

別紙6

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((6)資機材整備等支援)内訳書

1. 資機材の整備

導入資機材名	数量	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)
計	—		

2. 技術の習得・安全衛生研修

研修名	研修期間	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)
計	—		

(注)実績報告書に添付する場合にあっては、別紙8(当年度施業を行った森林の所在等を記載)及び補助事業費(実行経費)が確認できる書類を添付してください。

新

旧

別紙5

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業((5)資機材整備等支援 既存事業者)内訳書

「新設」

1. 資機材等の整備

導入資機材名	数量	補助事業費(実行経費)(円)	補助金(円)
計	—		

(注)造林機械をレンタルする場合は、導入資機材名の欄に名称を記載してください。

2. 再造林面積

単位:ha

造林事業及び木材安定供給推進事業による過去3年平均の再造林面積	令和 年度～令和 年度
事業実施年度の再造林面積	令和 年度





新

別紙10

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業(1)再造林推進費) 面談報告書

年月日	時間	対象者	報告者	面談の概要	備考
計	( 時間 日)				

(注)面会時間は時間単位とし、時間数の計を1日当たり8時間で日数に換算し( 日)に記載してください。

別紙11 「略」

旧

別紙10

令和 年度 高知県森林資源再生支援事業(2)再造林推進費) 面談報告書

年月日	時間	対象者	報告者	面談の概要	備考
計	( 時間 日)				

(注)面会時間は時間単位とし、時間数の計を1日当たり8時間で日数に換算し( 日)に記載してください。

別紙11 「略」

新	旧
<p data-bbox="174 220 248 242">別紙11</p> <p data-bbox="524 272 736 301">誓約書兼同意書</p> <p data-bbox="203 331 1070 413">私は、高知県森林資源再生支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対す また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決</p> <ul data-bbox="185 472 994 579" style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備</li><li>・ 農業改良資金貸付金償還金</li><li>・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金</li><li>・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金</li></ul> <p data-bbox="786 691 1066 715">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="174 746 483 770"><u>林業（振興）事務所長</u> 様</p> <p data-bbox="584 802 663 826">所在地</p> <p data-bbox="600 858 898 882">(代表者) 職・氏名 (自署)</p>	<p data-bbox="1153 220 1227 242">別紙11</p> <p data-bbox="1500 272 1713 301">誓約書兼同意書</p> <p data-bbox="1182 331 2049 413">私は、高知県森林資源再生支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対す また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決</p> <ul data-bbox="1164 472 1973 579" style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備</li><li>・ 農業改良資金貸付金償還金</li><li>・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金</li><li>・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金</li></ul> <p data-bbox="1765 691 2045 715">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="1153 746 1337 770">高知県知事 様</p> <p data-bbox="1563 802 1641 826">所在地</p> <p data-bbox="1579 858 1877 882">(代表者) 職・氏名 (自署)</p>